

平成29年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	平成30年1月19日（金）午後6時00分～午後6時55分
*場 所	教育委員会室
*次 第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の追加指定について III 報告事項 IV 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員（谷川章雄、中村ひろ子、藤井英二郎、内田青蔵、佐藤信、岩淵令治） 事務局（久住教育推進部長、山崎教育総務課長、小松文化財保護係長、川口文化資源担当室長、鈴木文化財保護係主事、町田文化財調査員）
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書（案） 資料第2号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書（案） 資料第3号 文京区指定文化財（有形文化財）の指定について（建議） 資料第4号 今後の予定について

I 開会

II 議題

文京区指定文化財の指定について

胞衣塚碑（根津神社）について

事務局が資料第1号に基づき、追加指定説明書（案）の説明を行った。

《会 長》何かご質問、ご意見はございますか。

《委 員》この碑文の意識も対象であれば、8ページにある『資治通鑑項目』の「項」を「綱」の字に変更願います。同じページの（その善政は）の次ですが、ここは唐のと入れても良いと思います。4ページの「制度文物の美、唐・宋・明主」ではなくて、「唐・宋の明主と雖も」だと思えます。本文は唐・宋の明主と読むべきで、唐の明主として太宗が、宋の明主として北宋の仁宗が書いてあります。唐・宋の明主と雖も右にでない、それより立派だったということが書いてあり、8ページの唐・宋の下の中黒をひらがなの「の」に改めて、その中身が同じく8ページの（その善政は）の下に（唐の）太宗の罪囚を解放したという政治も論ずるに足りず、北宋の仁宗が蘇軾という名臣をかかえたということにも、新井白石を称えたということで並ぶのだと。あるいはそれよりも優れていると読んだほうが良いと思いますがどうでしょうか。唐・宋の名君といえどもみたいに、唐・宋・明の君主と8ページの意識に書いているのですが、唐・宋の賢明な君主といえども、これを超えるものではないというもの、先ほどの太宗と仁宗というのがパラレルで、唐の太宗や宋の仁宗よりも立派な君主だったと読んだほうが良いと思います。

《会 長》今の訂正でいかがですか。

《事務局》はい、特に異論はありません。

《会 長》確認ですが、まず4ページの「唐・宋・明主と雖も」を「唐・宋の明主と雖も」に直し、それから8ページ『資治通鑑綱目』の綱の字を訂正、同じページの「唐・宋・明の君主といえども」になっているものを「唐・宋の賢明な君主といえども」に直します。それから同ページの「(その善政は)」というところですが、「(唐の)」を入れて「(その善政は)(唐の)」とします。これでよろしいですか。他に何かございますか。

《委 員》8ページに「51歳で没した。すべてはその志のようにすることはできない」は「できなかった」のほうが良いと思います。51歳で亡くなってしまったので、全部やり遂げられなかったという。

《会 長》「できない」を「できなかった」に直します。他に何かございますか。

《委 員》8ページの意識のところで「(文昭公の)以前いた屋敷に滞在するときは」という文は、これは潜邸にいた、まだ将軍になる前に住んでいたところという意味です。滞在するというよりは、滞在したとか住んでいたとか、将軍になって江戸城に住む前に住んでいた屋敷に新井白石を招いて勉強したということです。この書き方だと将軍になったあとも時々行くような感じがします。行くこともあったかもしれませんが、滞在するというよりは滞在したあるいは将軍就任以前に住んでいた屋敷とかの方が正確だと思います。本文は、其の居する潜邸に新井君美を聘し学を受く、ですので住んでいたその屋敷にとかにしたほうが良い感じがします。以前住んでいた屋敷に新井君美を招いて学問を受ける。読み下しだと、其の潜邸に居るや、もしこう読むのなら、以前の屋敷に住んでいたときとか過去形にした方が良いでしょう。

《会 長》滞在するというのは変なのですか。

《委 員》普通、即位する前の皇太子時代の屋敷という意味なので。

《会 長》以前いた屋敷に住むというのは日本語的にはどうも。将軍就任以前の屋敷にはどうですか。「将軍就任以前の屋敷に新井君美を招いて学問を受け」でいかがでしょうか。

《委 員》はい。

《会 長》他に何かございますか。

《委 員》8ページに胎盤はうずめたが公の魂がというところですが、原文は魂来りてとあり、来たというよりも魂が来てかなと思ったのですが。

《事務局》実際、特に後半部分の漢詩は読みも含めて全体を中国古典文学の専門の方に見ていただき、こういう言い方をすると思いました。

《委 員》漢詩ではこういう言い方を使っているのですか。

《委 員》漢文学の世界は歴史学とは違う読みで、今の私たちの読みとは少し違います。漢詩だったらそれで良いかなと思います。文章のところで歴史学の読みでも良いかなと思うのですが。

《会 長》ではこのままでよろしいですか。

《委 員》はい。

《会 長》他に何かございますか。特にないようですので修正をお願いいたします。その上で、この追加指定にご承認いただきたいと思いますが、ご異議はございますか。

(異議なし)

《会 長》それでは異議なしということで、お認めいただいたことにします。引続きまして、掛軸「富士山弥陀三尊二猿」の追加指定について、資料第2号についてご説明願います。

事務局が資料第2号に基づき、追加指定説明書(案)の説明を行った。

《会 長》何かご質問・ご意見等はございますか。

《委 員》富士神社に伝わったものが、現在、文京区と護国寺と富士神社の三者が所有者になっているのですか。

《事務局》21点それぞれが共有の所有ではなく、1点ごとに所有者が違います。

《委 員》その総体が富士講関係資料で、伝来したのが富士神社ですか。

《事務局》今回の資料に関しては、伝来は富士神社という形です。

《委 員》富士神社に伝来していない護国寺の富士講関係資料もあるのですか。

《事務局》護国寺は護国寺で富士神社とは別のものです。

《委 員》指定としては、富士講関係資料で一緒になっているということですか。

《事務局》そうです。

《会 長》他にいかがですか。

《委 員》この1件だけが指定からもれた経緯はどういう経緯ですか。

《事務局》今歴史館に寄贈・寄託含めて富士講関係資料は400点以上あり、平成18年に指定する前段階の調査でそれを一括して行うことになり専門の先生に見てもらいました。その後、指定は抽出して指定するということになり、その当時分からなかったということです。

《委 員》すなわち調査をもう1回したら再発見したとかですか。

《事務局》結局はそういうことです。

《委 員》それは失態というわけでもないと思うのですが。

《会 長》いかがでしょうか。

《委 員》今のようなご意見があるとすれば(7)をもう少しやわらかい形にするという方法もあります。三幅一対の三幅のうち一幅のみ未指定であるという状況を解消するため、本資料を追加指定する。

《委 員》新たに分かったわけですね。分かったから追加するのではどうですか。再調査したところとかはどうですか。

《会 長》いかがですか。正直に書くこと自体が問題を引き起こすとは考えられないです。時間が経って分かったからというのは普通にあるので、過去の調査が杜撰だったことにはならないと思います。よろしいのではないのでしょうか。他に何かございますか。よろしいですか。これについてご承認いただきたいと思いますが、よろしいのでしょうか。

(承 認)

《会 長》ではこの資料第3号ということでご承認いただきたいと思いますが、ご異議はございますか。

(異議なし)

《会 長》異議なしということで、今の2件につきましては、教育委員会に建議することをご了解いただいたことにします。

Ⅲ 報告事項

指定に向けての今後の予定について、事務局が資料第4号に基づき説明を行った。

Ⅳ 閉会

《会 長》これをもって、平成29年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。